



ロウムカフェ



社会保険労務士法人 ハーモニー／代表社員 徳永 康子 氏

Q 知り合いの話ですが、ご主人の暴力に耐えられず別居していたところ、ご主人が亡くなったとのこと。籍は抜いていませんが全く交流がない関係でした。遺族年金はもらえるでしょうか？

A 新年から暗い話で申し訳ありませんが、このようなケースは意外と多いです。
昨年9月から配偶者からの暴力(DV)被害者で別居を余儀なくされた配偶者であっても、条件により遺族年金が支給されることになりました。

遺族年金は「生計同一」が大切な認定要件です。例えば、私の父と母が別の施設に入っていたことがあり、その時父が亡くなりました。50年以上夫婦であっても、亡くなる少し前に別の施設に入ったことで「生計同一」を証明する書類が必要でした。「生計同一」の証明は入居している施設や、地域の「民生委員」の方にも書いていただけます。

そもそも遺族厚生年金はどのような条件がそろえばもらえるのでしょうか。

遺族厚生年金の受給要件は

- ① 厚生年金保険の被保険者である者が死亡した時
- ② 厚生年金の被保険者期間に初診日がある病気やケガが原因で初診日から5年以内に死亡した時
- ③ 1級・2級の障害厚生(共済)年金を受け取っている方が死亡した時
- ④ 老齢厚生年金の受給権者であった方が死亡した時
- ⑤ 老齢厚生年金の受給資格を満たした方が死亡した時

では誰が遺族年金をもらえるのでしょうか？

遺族厚生年金の受給対象者は

死亡した方に生計維持されていた以下の遺族の内、最も優先順位の高い方が受け取ることができます。

- ① 妻(30歳未満の子の無い妻は5年間のみ受給)
- ② 子(18歳になった年度の3月31日迄、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の状態にある方)
- ③ 夫(死亡当時55歳以上の方。なお、受給開始は60歳からですが、遺族基礎年金をあわせて受給でき

る場合に限り60歳より前から受給できます)

- ④ 父母(死亡当時55歳以上である方。受給開始は60歳から)
- ⑤ 孫(18歳になった年度の3月31日迄、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の状態にある方)
- ⑥ 祖父母(死亡当時55歳以上である方。受給開始は60歳から)

受給対象者は「生計同一」が大きな要件となっています。しかし、配偶者からの暴力から逃げるために連絡がとれない場所に住んでいるのでは「生計同一」の要件が満たせません。その様な方でも場合により支給されます。条件は、

- ① 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、裁判所が行う保護命令に係る被害者
- ② 婦人相談所、民間シェルター、母子生活支援施設等で一時保護されるDV被害者
- ③ DVからの保護を受けるために、婦人保護施設、母子生活支援施設等に入所しているDV被害者
- ④ DVを契機として秘密保持のために基礎年金番号が変更されている被保険者
- ⑤ 公的機関その他これに準ずる支援機関が発行する証明書等を通じて①～④に準ずると認められる者

基本的に、一時的な別居状態を超えて消費生活上の家計を異にする状態(経済的援助も、音信もない状態)が長期間(概ね5年を超える期間)継続し固定化しているような場合については該当しないが、経済的援助又は音信や訪問が行われている状態に準ずると認められる場合には認定されます。

また、社会通念上妥当性を欠く場合には「個別の事情を総合的に考慮して、被保険者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたかどうかを個別に判断する」とありますので、実態に応じて支給されることになりました。

【社会保険労務士法人 ハーモニー】

TEL 043-273-5980